

前計画からの主な変更箇所（北伊勢地域森林計画）

頁	本計画（令和 2 年 12 月樹立）	前計画（平成 30 年 12 月変更）
1	<p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>1) 地域の概要</p> <p>(1) 北伊勢森林計画区の概要</p> <p>北伊勢森林計画区は全国森林計画の宮川広域流域に属し、本県の北部から中央部に位置しており、その区域面積は <u>1,819.8km²</u> と、県土面積の 31.5% を占めています。</p> <p>(省略)</p> <p>南部地域は、本計画区有数の林業地域である美杉地域が含まれ、木材産業集積地である松阪市には木質バイオマス発電所、多気町には大型の合板工場が整備されています。また、大規模マーケットである大阪、名古屋から直線距離で <u>100km 前後の位置</u> にあります。</p> <p>(省略)</p>	<p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>1) 地域の概要</p> <p>(1) 北伊勢森林計画区の概要</p> <p>北伊勢森林計画区は全国森林計画の宮川広域流域に属し、本県の北部から中央部に位置しており、その区域面積は <u>1,819.7km²</u> と、県土面積の 31.5% を占めています。</p> <p>(省略)</p> <p>南部地域は、本計画区有数の林業地域である美杉地方が含まれ、木材産業集積地である松阪市に近く、<u>木質バイオマス発電所の建設も進められています</u>。また、大規模マーケットである大阪、名古屋から <u>100km 圏内に立地</u> しています。</p> <p>(省略)</p>
9	<p>(6) 人口</p> <p>平成 27 年度の国勢調査によると、北伊勢森林計画区の人口は <u>1,120,915</u> 人で県総人口 (<u>1,815,865</u> 人) の <u>61.7%</u> を占めており、県下でも人口の集中している計画区です。</p> <p>また、人口の増減について、平成 22 年から平成 27 年にかけては、三重県全体で <u>2.1%</u> の減少となっている中、北伊勢森林計画区全体では、<u>0.4%</u> と県全体を下回るペースであるものの、<u>減少傾向</u> となっています。</p> <p>(表省略)</p>	<p>(6) 人口</p> <p>平成 22 年度の国勢調査によると、北伊勢森林計画区の人口は <u>1,125,925</u> 人で県総人口 (<u>1,854,724</u> 人) の <u>60.7%</u> を占めており、県下でも人口の集中している計画区です。</p> <p>また、人口の増減について、平成 17 年から平成 22 年にかけては、三重県全体で <u>0.7%</u> の減少となっている中、北伊勢森林計画区全体で <u>1.2%</u>、北部地域で <u>1.48%</u>、中部地域では <u>3.28%</u> の増加となっている一方、南部地域では、<u>1.0%</u> の減少となっています。</p> <p>(表省略)</p>
10	<p>(7) 産業</p> <p>平成 29 年度の北伊勢森林計画区の総生産額は、<u>5,773,064</u> 百万円で県内の生産額の約 7 割近くを占めており、特に四日市市、津市が顕著です。産業別にその内訳を見ると、第 1 次産業が <u>0.6%</u>、第 2 次産業が <u>46.4%</u>、第 3 次産業が <u>52.9%</u> と、第 3 次産業の割合が高くなっています。しかし、他と比べると</p>	<p>(7) 産業</p> <p>平成 24 年度の北伊勢森林計画区の総生産額は、<u>5,038,413</u> 百万円で県内の生産額の約 7 割近くを占めており、特に四日市市、津市、鈴鹿市が顕著です。産業別にその内訳を見ると、第 1 次産業が <u>0.7%</u>、第 2 次産業が <u>41.1%</u>、第 3 次産業が <u>58.3%</u> と、第 3 次産業の割合が高くなっています。しかし、他と</p>

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
11	<p>と第1次産業の占める割合が低く、第2次産業の占める割合が比較的高いことがわかります。 （図省略）</p> <p>（8）林業就業者 <u>北伊勢森林計画区では、1980年（昭和55年）に729人いた林業就業者数は、2005年（平成17年）には3割以下の214人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2015年（平成27年）では再び減少傾向となり、225人となっています。</u> <u>なお、この状況は、三重県全体の林業就業者数の推移を見ても同じ傾向を示しています。</u></p>	<p>比べると第1次産業の占める割合が低く、第2次産業の占める割合が比較的高いことがわかります。 （図省略）</p> <p>（8）林業就業者 <u>林業就業者数は、減少の一途をたどっていましたが、2010年（平成22年）には増加に転じています。三重県全体で1980年（昭和55年）に3,912人いた林業就業者は、2005年（平成17年）では、約3分の1の1,047人まで減少したものの、2010年（平成22年）では、1,255人に増加しており、北伊勢森林計画区においても、2005年（平成17年）の214人から2010年（平成22年）の254人へ増加傾向を示しています。</u></p>
12	<p>一方、林業就業者の年齢構成については、北伊勢森林計画区では、2005年（平成17年）と2015年（平成27年）を比べると、60才以上の割合が、43.5%から29.3%に減少し、50才未満の割合が33.1%から53.8%に増加しており、若返りの方向に推移しています。 <u>これは、三重県全体の林業就業者の年齢構成の変化を見ても、同じ傾向を示しています。</u> （図省略）</p>	<p>年齢構成については、60才以上が31.9%、50才代が17.7%で、合わせて49.6%と2005年（平成17年）の66.9%から大きく減少しています。また、30代の割合が約4分の1を占めるなど、若返り傾向にあります。 （図省略）</p>
13	<p>（9）森林組合 <u>北伊勢森林計画区内には、3つの森林組合があり、各森林組合の管轄区域は、下図のとおりです。</u> <u>なお、各森林組合の概要については（附）参考資料、3林業の動向（表）に記載しています。</u> （図省略）</p>	<p>（9）森林組合 <u>北伊勢森林計画区内には、石榑森林組合、鈴鹿森林組合、中勢森林組合の3つの森林組合があります。しかし、北部では森林組合の存在しない市町もあり、三重県森林組合連合会が補完しています。</u> （図省略）</p>
14	<p>2）森林・林業の概要 [現況の数値に変更しています]</p>	<p>2）森林・林業の概要</p>
20	<p>（10）各地域の森林・林業の概要 ア 北部地域（員弁川、三滝川流域） 県西北端の三国岳（標高815m）に源を発する員弁川と、鈴鹿山系の釈迦岳（標</p>	

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
	<p>高 1,092m) 付近に水源をもつ三滝川の下流域に位置する桑名市、四日市市では、名古屋圏に近いこともあり、都市近郊林としての性格も併せもっています。</p> <p>また、都市化により、住宅団地、研究学園都市あるいはゴルフ場などに転用された森林も多く、森林率は約34%と最も低い地域です。地味も劣ることもあって人工林率は40%と低く、天然広葉樹林が多く残されています。人工林については、スギ・ヒノキの割合はほぼ同じですが、その他針葉樹（マツ等）の割合が際だって多くなっています。</p> <p>所有形態は、共有林が多く、分割されて個人所有となった森林は総じて零細規模です。</p> <p>加えて、他産業への就業機会に恵まれているため、林地は林業経営目的ではなく、資産として保有している林家が大部分であり、林業生産活動は低調です。</p> <p>地質は基岩が砂岩であるため、浸蝕を受けやすく、中下流域が都市化されていることもあって、木材生産よりも環境保全や災害防止面に強い期待が寄せられています。</p> <p>イ 中部地域（鈴鹿川流域）</p> <p>鈴鹿山脈の那須ヶ原岳（標高800m）にその源を発する鈴鹿川の流域は、人工林率が64%と高く、優良な森林資源が成熟しつつあります。上流域には亀山市関町を中心とする林業地があり、林業産地としての規模は小さいものの、民間の事業者や森林組合による素材生産や森林総合利用などの経済事業も活発であり、原木市場、製材工場もあって林業産地を形成しています。</p> <p>近畿圏と中京圏を結ぶ交通の要所に位置することから、今後は、地理的な強みを生かし、木材の集散地として流通加工分野の発展が期待されます。</p> <p>ウ 南部地域（雲出川、安濃川流域）</p> <p>本計画区の西南端の三峰山（標高1,236m）に源を発する雲出川、その上流域に位置する津市美杉町（旧美杉村）は、スギを主体とする人工林の占める割合が高く、南部地域全体の人工林率も82%とスギの割合が圧倒的に多く、県内でも有数の林業地の1つとなっています。</p> <p>南部地域全体を事業区域とする森林組合は、素材生産販売、小径木製材加工を柱に経済事業を活発に行い、若年労働力の確保に努めています。本計画区の</p>	

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
21	<p>中では最も林業生産活動の活発なところであり、素材生産から流通加工に至る木材の供給体制の整備を行い地域材の産地化を確立する必要があります。</p> <p><u>〔3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</u> <u>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性</u> <u>(2) 県が目指す林業・森林の姿</u> <u>オ 地域の特性を踏まえた取組の推進の内容を転記]</u></p>	<p>3) 自然環境の概要 (以下削除)</p>
25	<p>2 前計画の実行結果の概要及びその評価 〔前計画の前期5ヵ年分（H28～R2）の計画量及び実行量を記載しました〕</p> <p>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</p> <p>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性 (1) 三重県の森林の現状 三重県の森林面積は37万2千haと県土の約64%を占めており、そのうち約94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は21万8千haで民有林の約63%を占めています。しかし、木材価格の低下や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題も生じています。</p> <p>(2) 県が目指す林業・森林の姿 ア 森林の多面的機能の発揮 森林は、林産物の供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全</p>	<p>2 前計画の実行結果の概要及びその評価</p> <p>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</p> <p>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性 (1) 三重県の森林の現状 三重県の森林面積は37万3千haと県土の約65%を占めており、そのうち約94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は21万8千haで民有林の約63%を占めています。しかし、木材価格の低下や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や伐採後に造林されない造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題も生じています。</p> <p>(2) 県が目指す林業・森林の姿 ア 森林の多面的機能の発揮 森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が</p>

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
26	<p>等の多面的機能を有しており、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。</p> <p><u>このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指します。</u></p> <p>①構造の豊かな森林づくり</p> <p><u>公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造の違う森林の育成をめざして、間伐等を実施します。</u></p> <p><u>林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、公益的機能と木材生産機能の両方を発揮する森林の育成をめざして、緑の循環のサイクルを確実なものとするように間伐や保育、造林等の整備を進めます。</u></p> <p>②県民の命と暮らしを守る森林づくり</p> <p><u>近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木や土砂流出の発生を抑止するための調整伐、流木や土砂の除去作業、人家裏や通学路沿いの倒木等の恐れのある危険木の伐採により「災害に強い森林づくり」を進めます。</u></p> <p><u>また、森林の保全のため、保安林制度や三重県水源地域の保全に関する条例の適正な運用による森林の管理、獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を実施します。</u></p> <p>③森林づくりを推進する体制の強化</p> <p><u>森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、市町の役割がますます重要となることから、専門的知識と技術を備えたアドバイザーによる相談や巡回指導を行うほか、市町の森林管理を促進するため、森林クラウド等を活用して森林簿や森林資源情報を共有するなどの取組を進めるとともに、<u>県の地域機関を通じて市町との意見交換や情報交換を十分に行うことで、地域の实情に応じたきめ細かな協力・支援となるよう努めます。</u></u></p>	<p><u>発揮されません。</u></p> <p><u>このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。</u></p> <p><u>県では三重県型森林ゾーニングにより森林を生産林と環境林に区分し、生産林については良質な木材を安定的に生産できる健全な森林を維持し、同時に公益的機能を高度に発揮させることを目標としています。また、環境林については天然林と人工林の調和を取りながら適切な森林管理を推進し、森林の多面的な機能を高度に発揮させることを目標としています。</u></p> <p><u>この目標の達成に向け、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。</u></p>

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
27	<p>イ 林業の持続的発展</p> <p>豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、脱炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮していくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進などを通じて林業の持続的な発展を図ります。</p> <p>①林業および木材産業等の振興</p> <p>林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。</p> <p>また、林業の持続的な発展を図るため、搬出間伐や森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。</p> <p>②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり</p> <p>県では、「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、関係団体と連携して、新たな視点や経営感覚及び科学的な知見を備えた経営者や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。</p> <p>また、林業の新規就業者の確保を図るため、就業・就職フェアにおける相談対応や高校生向けの林業職場体験研修等による情報提供を実施します。</p> <p>③県産材の利用の促進</p> <p>県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売展開の促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援、公共建築物の木造・木質化を促進します。</p> <p>また、未利用間伐材などの有効活用のため、市町や森林組合、NPOなどと連携した「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスのエネルギー</p>	<p>イ 林業の持続的発展</p> <p>放置された人工林が増加しており、間伐等の手入れが遅れた林分は過密なために木の成長が悪くなるだけでなく、林床植生の減少、土砂流出、土壌の貧栄養化等が起こり、良質な木材が生産できなくなります。また、これは同時に水源涵養や生態系の保全といった公益的機能が低下することにもなります。即ち、木材需要に応じて安定的に良質な木材を生産し健全な森林を維持していくことが、同時に森林に求められる公益的機能の発揮にも貢献することになります。</p> <p>このような状況をふまえ、三重県では「木を植え、育て、収穫して利用し、また植える」という『緑の循環』を通じて、健全な森林づくりを行うこととしており、この循環を効率的に機能させるためには、持続的な林業活動が不可欠となっています。</p> <p>①提案型・集約化施業施業の推進</p> <p>低コスト作業システム等を導入して効率的に施業を行うためには、施業の団地化等により集約的に施業を行うことが効果的です。平成26年度末現在、三重県においては26名が森林施業プランナーとして登録され、提案型・集約化施業を推進しています。引き続き、森林施業プランナーの育成を推進するとともに、集約化の妨げとなっている所有地境界の不明確を解消するため、行政、森林所有者、森林組合等が連携して境界の明確化を進めることが必要です。</p> <p>②県産材の利用促進と供給体制の確保</p> <p>県産材の利用を促進するためには、県民に対するPR、公共施設での木材利用の促進、大規模な需要に対応できる供給体制の確保、住宅瑕疵保障制度への対応、「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及と需要の拡大、設計事務所や林業・木材産業関係者、森林所有者の連携等が必要です。</p> <p>県では引き続き「三重の木」等の販路開拓、公共建築物への木材利用等の取組を進めるほか、木質バイオマス発電所の稼働によって増大する木質チップ需要を下支えに、木材生産・流通体制の整備を進めます。</p>

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
29	<p><u>利用を促進します。</u></p> <p>ウ <u>森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興</u> 森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、<u>森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。</u> <u>森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進やガイドブックの作成等による情報発信を進めます。</u> <u>また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を实践できる指導者の養成等の取組を進めます。</u></p> <p>エ <u>森林づくりへの県民参画の推進</u> 森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、<u>森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。</u> <u>「企業の森」の協定による森林整備や「緑の募金活動」による緑化意識の啓発、植樹祭の開催等により、さまざまな主体による森林づくりやその意識の醸成を促進します。</u> <u>また、県民全体での木づかいを促進するため、民間事業者が県産材を積極的かつ計画的に使用する「木づかい宣言」登録制度を推進し、木製玩具を出展する「ミエトイ・キャラバン」の実施等で木にふれてもらう機会を創出します。</u></p>	<p>ウ <u>森林文化及び森林環境教育の振興</u> 森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、<u>森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。</u> <u>森林環境教育をより効果的なものとするため、教員と連携して森林に関する情報を共有していくとともに、小中学校における森林を学習する機会の増加や内容の充実を図っていきます。併せて、学校からの要望に応えられるよう、森林環境教育指導者のスキルの向上をさらに進めます。</u> <u>また、県民に広く森林について知ってもらうため、森林文化及び森林環境教育関連の拠点や各種イベントでのPR活動、自治体広報や各種メディア、三重県のホームページ等により、森林に関する情報を効果的に発信していきます。さらに、観光産業と連携し、主要な観光地や観光協会ホームページ等を活用し、観光客向けに森林に関する情報の発信することも考えられます。</u></p> <p>エ <u>森林づくりへの県民参画の推進</u> 森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、<u>森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。</u> <u>森林は成長するのに時間がかかるため、協働による森林づくりにおいても長期にわたり持続的に取り組んでいくことが必要です。そのためには各主体に大きな負担がかからないよう、それぞれの立場でできることを少しずつ進めていくことが重要になります。これを踏まえ、森林整備に多様な主体が無理なく参加し、持続的に活動していける仕組みづくりを進めます。また、森林づくりに取り組みたいと考える企業やボランティアへの必要な情報や技術支援を行うとともに、森林とふれあうイベントを開催するなど、森林を守るためにそれぞれの立場でできること等の情報発信に取り組めます。</u></p> <p>オ <u>地域の特性を踏まえた取組の推進</u> （以下削除）</p>

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）																																																																								
36	<p>3) 三重県の森林づくりに係る県の施策 三重県では2019（平成31）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2019」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下のような施策を展開しています。</p> <p>II 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 （省略） 表12 計画の対象とする森林の区域</p> <table border="1" data-bbox="241 715 1048 1161"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">総計</td> <td style="text-align: center;"><u>78,419.68</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">市町別内訳</td> <td>四日市市</td> <td style="text-align: center;"><u>2,497.56</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桑名市</td> <td style="text-align: center;"><u>2,871.36</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市</td> <td style="text-align: center;"><u>3,420.75</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀山市</td> <td style="text-align: center;"><u>11,659.13</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>いなべ市</td> <td style="text-align: center;"><u>11,724.89</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東員町</td> <td style="text-align: center;"><u>153.78</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>菰野町</td> <td style="text-align: center;"><u>5,237.24</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td style="text-align: center;"><u>63.06</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津市</td> <td style="text-align: center;"><u>40,791.91</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 （省略） （3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</p>	区分		面積	備考	総計		<u>78,419.68</u>		市町別内訳	四日市市	<u>2,497.56</u>		桑名市	<u>2,871.36</u>		鈴鹿市	<u>3,420.75</u>		亀山市	<u>11,659.13</u>		いなべ市	<u>11,724.89</u>		東員町	<u>153.78</u>		菰野町	<u>5,237.24</u>		朝日町	<u>63.06</u>		津市	<u>40,791.91</u>		<p>3) 三重県の森林づくりに係る県の施策 三重県では2012（平成24）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2012」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下のような施策を展開しています。</p> <p>II 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 （省略） 表12 計画の対象とする森林の区域</p> <table border="1" data-bbox="1218 715 2024 1161"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">総計</td> <td style="text-align: center;"><u>78,652.39</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">市町別内訳</td> <td>四日市市</td> <td style="text-align: center;"><u>2,577.33</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桑名市</td> <td style="text-align: center;"><u>2,933.93</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市</td> <td style="text-align: center;"><u>3,408.37</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀山市</td> <td style="text-align: center;"><u>11,680.86</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>いなべ市</td> <td style="text-align: center;"><u>11,738.79</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東員町</td> <td style="text-align: center;"><u>177.13</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>菰野町</td> <td style="text-align: center;"><u>5,272.74</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td style="text-align: center;"><u>63.21</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津市</td> <td style="text-align: center;"><u>40,820.03</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 （省略） （3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</p>	区分		面積	備考	総計		<u>78,652.39</u>		市町別内訳	四日市市	<u>2,577.33</u>		桑名市	<u>2,933.93</u>		鈴鹿市	<u>3,408.37</u>		亀山市	<u>11,680.86</u>		いなべ市	<u>11,738.79</u>		東員町	<u>177.13</u>		菰野町	<u>5,272.74</u>		朝日町	<u>63.21</u>		津市	<u>40,820.03</u>	
区分		面積	備考																																																																							
総計		<u>78,419.68</u>																																																																								
市町別内訳	四日市市	<u>2,497.56</u>																																																																								
	桑名市	<u>2,871.36</u>																																																																								
	鈴鹿市	<u>3,420.75</u>																																																																								
	亀山市	<u>11,659.13</u>																																																																								
	いなべ市	<u>11,724.89</u>																																																																								
	東員町	<u>153.78</u>																																																																								
	菰野町	<u>5,237.24</u>																																																																								
	朝日町	<u>63.06</u>																																																																								
	津市	<u>40,791.91</u>																																																																								
区分		面積	備考																																																																							
総計		<u>78,652.39</u>																																																																								
市町別内訳	四日市市	<u>2,577.33</u>																																																																								
	桑名市	<u>2,933.93</u>																																																																								
	鈴鹿市	<u>3,408.37</u>																																																																								
	亀山市	<u>11,680.86</u>																																																																								
	いなべ市	<u>11,738.79</u>																																																																								
	東員町	<u>177.13</u>																																																																								
	菰野町	<u>5,272.74</u>																																																																								
	朝日町	<u>63.21</u>																																																																								
	津市	<u>40,820.03</u>																																																																								

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）																																				
66	<p style="text-align: center;">単位 面積：ha 蓄積：千m³</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">面積</td> <td>育成単層林</td> <td style="text-align: center;">52,089</td> <td style="text-align: center;">52,044</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">117</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td style="text-align: center;">23,654</td> <td style="text-align: center;">23,609</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森林蓄積</td> <td style="text-align: center;">17,214</td> <td style="text-align: center;">17,958</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	区分		現況	計画期末	面積	育成単層林	52,089	52,044	育成複層林	27	117	天然生林	23,654	23,609	森林蓄積		17,214	17,958	<p style="text-align: center;">単位 面積：ha 蓄積：千m³</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">面積</td> <td>育成単層林</td> <td style="text-align: center;">52,254</td> <td style="text-align: center;">51,313</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">340</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td style="text-align: center;">23,679</td> <td style="text-align: center;">23,016</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森林蓄積</td> <td style="text-align: center;">16,110</td> <td style="text-align: center;">17,176</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	区分		現況	計画期末	面積	育成単層林	52,254	51,313	育成複層林	27	340	天然生林	23,679	23,016	森林蓄積		16,110	17,176
区分		現況	計画期末																																			
面積	育成単層林	52,089	52,044																																			
	育成複層林	27	117																																			
	天然生林	23,654	23,609																																			
森林蓄積		17,214	17,958																																			
区分		現況	計画期末																																			
面積	育成単層林	52,254	51,313																																			
	育成複層林	27	340																																			
	天然生林	23,679	23,016																																			
森林蓄積		16,110	17,176																																			
67	<p>第3 森林の整備に関する事項 （省略）</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 （省略）</p> <p>（2）経営管理制度の活用に関する方針 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自ら実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。</p> <p><u>〔（1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針の内容を一部転記〕</u></p> <p>（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 三重県の林業従事者は年々減少を続けており、現在従事している作業員も<u>返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。</u> 健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、架線集材などの高度な技術の伝承と新たな林業従事者の確保及び養成が必要不可欠です。</p>	<p>第3 森林の整備に関する事項 （省略）</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 （省略）</p> <p>（2）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 三重県の林業従事者は年々減少を続けており、現在従事している作業員も依然として高齢者が高い割合を占めています。 健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、架線集材などの高度な技術の伝承と新たな林業従事者の確保及び養成が必要不可欠です。</p>																																				

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）																																																
69	<p>新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、平成31年度に開校した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修などの条件整備を推進することとします。</p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>（省略）</p>	<p>新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等により林業就業者のキャリア形成を支援することとします。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修などの条件整備を推進することとします。</p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p><u>現在「緑の雇用事業」などにより新規就業者の養成が進められていますが、こうした初期の研修だけでなく、中堅従事者らの技術交流、研修などの支援策も行っていくこととします。</u></p> <p>（省略）</p>																																																
74	<p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区</p> <p>表20 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="219 1203 1113 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">所在</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">留意すべき事項</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四日市市</td> <td>—</td> <td>329</td> <td rowspan="5">(省略)</td> <td rowspan="5">水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林</td> </tr> <tr> <td>桑名市</td> <td>—</td> <td>496</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市</td> <td>—</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>亀山市</td> <td>—</td> <td>4,021</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在		面積	留意すべき事項	備考	市町	地区	四日市市	—	329	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	桑名市	—	496	鈴鹿市	—	1,312	亀山市	—	4,021				<p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区</p> <p>表20 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="1193 1203 2087 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">所在</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">留意すべき事項</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四日市市</td> <td>—</td> <td>327</td> <td rowspan="5">(省略)</td> <td rowspan="5">水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林</td> </tr> <tr> <td>桑名市</td> <td>—</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市</td> <td>—</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>亀山市</td> <td>—</td> <td>4,018</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在		面積	留意すべき事項	備考	市町	地区	四日市市	—	327	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	桑名市	—	495	鈴鹿市	—	1,312	亀山市	—	4,018			
所在		面積	留意すべき事項				備考																																											
市町	地区																																																	
四日市市	—	329	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林																																														
桑名市	—	496																																																
鈴鹿市	—	1,312																																																
亀山市	—	4,021																																																
所在		面積	留意すべき事項	備考																																														
市町	地区																																																	
四日市市	—	327	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林																																														
桑名市	—	495																																																
鈴鹿市	—	1,312																																																
亀山市	—	4,018																																																

頁	本計画（令和2年12月樹立）					前計画（平成30年12月変更）																																	
79	<table border="1"> <tr><td>いなべ市</td><td>—</td><td>4,507</td></tr> <tr><td>東員町</td><td>—</td><td>13</td></tr> <tr><td>菰野町</td><td>—</td><td>2,903</td></tr> <tr><td>朝日町</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>津市</td><td>—</td><td>10,643</td></tr> </table>	いなべ市	—	4,507	東員町	—	13	菰野町	—	2,903	朝日町	—	1	津市	—	10,643					<table border="1"> <tr><td>いなべ市</td><td>—</td><td>4,506</td></tr> <tr><td>東員町</td><td>—</td><td>13</td></tr> <tr><td>菰野町</td><td>—</td><td>2,916</td></tr> <tr><td>朝日町</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>津市</td><td>—</td><td>10,362</td></tr> </table>	いなべ市	—	4,506	東員町	—	13	菰野町	—	2,916	朝日町	—	1	津市	—	10,362			
	いなべ市	—	4,507																																				
東員町	—	13																																					
菰野町	—	2,903																																					
朝日町	—	1																																					
津市	—	10,643																																					
いなべ市	—	4,506																																					
東員町	—	13																																					
菰野町	—	2,916																																					
朝日町	—	1																																					
津市	—	10,362																																					
(省略)					(省略)																																		
<p>3 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>(1) 森林病虫害等の被害対策の方針</p> <p>病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとします。</p> <p>また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとします。</p>	<p>3 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>(1) 森林病虫害等の被害対策の方針</p> <p>森林病虫害等による森林被害の対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとします。</p> <p>ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとします。</p> <p>また、スギノアカネトラカミキリによるトビクサレ被害については、枝打ちを行うことで未然に防ぐことができるため、適切な保育管理に取り組むこととします。</p>																																						
<p>第6 計画量等</p> <p>[全国森林計画に即した計画量としました]</p>	<p>第6 計画量等</p>																																						